



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号  
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 81 2012年01月24日

**韓国にて指定商品の加算金制度が復活**

規則改正により2012年4月1日以降の商標出願・補正・登録更新申請について、1区分に属する指定商品が20を超える場合は、1商品当たり2,000ウォン(約136円)が賦課される。分割納付の場合は半額の1,000ウォン(約68円)が賦課される。

韓国においては、米韓FTAに伴い、法改正が相次いでいる。以下は、2011年12月2日付で公布され、米韓FTAの発効日に併せて施行予定の改正商標法の主要骨子である。

**1. 音・匂いなどの非視覚的標識も商標法上の商標と認定**

音・匂いなどの視覚的に認識できないもののうち、記号・文字・図形またはその他の視覚的な方法により写実的に表現したのも商標法上商標と規定する。(商標法第2条第1項第1号ハ目)

**2. 証明標章制度の導入****3. 専用使用権登録を効力発生要件から第三者対抗要件に変更**

専用使用権は従来の登録により効力を発生する規定を改正し、登録をしなくても効力が発生。但し登録しなければ善意の第三者には対抗できない。(商標法第54条第2項及び第58条)

**4. 法廷損害賠償制度の導入**

侵害の事実のみを立証すれば、上限5千万ウォンで相当する額の賠償を受けることができるよう規定。(商標法第67条の2)

**5. 訴訟手続きでの秘密保持命令制度の導入**

情報提供: Kim &amp; Chang